

平成28年1月21日

都道府県剣道連盟専務理事・理事長 殿

全日本剣道連盟

副会長兼専務理事 福本修二

平成28年度剣道七段および六段審査会（愛知）要項一部訂正について

全剣連第28-2号をもって通知しました、上記審査会要項の注意事項に誤りがありました。つきましては、同封の別紙要項と差し替え下さるようお願い申し上げます。

記

<愛知>

13. 注意事項

誤

(1) 本審査会には、4月29日(祝)京都府で実施される剣道七段審査会、4月30日(土)剣道七段審査会に受審する者は、受審出来ない。

↓  
正

(1) 本審査会には、4月29日(祝)京都府で実施される剣道六段審査会、4月30日(土)剣道七段審査会に受審する者は、受審出来ない。

以上

# 剣道七段および六段審査会(愛知)要項

全日本剣道連盟

## 1. 期日

### (1) 七段審査会

- ① 平成28年5月14日(土)
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻

#### ア. 54歳以下(54歳含む)

受付時間 午前9時～午前9時30分

審査開始 午前9時50分(予定)

#### イ. 55歳以上(55歳含む)

受付時間 午前11時30分～12時(正午)

審査開始 54歳以下実技審査終了後

### (2) 六段審査会

- ① 平成28年5月15日(日)
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻

#### ア. 49歳以下(49歳含む)

受付時間 午前9時～午前9時30分

審査開始 午前9時50分(予定)

#### イ. 50歳以上(50歳含む)

受付時間 午前11時30分～12時(正午)

審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受付ません。必ず時間を厳守してください。

## 2. 会場

名古屋市枇杷島スポーツセンター

(名古屋市西区枇杷島一丁目1番2号) 電話 052-532-4121

※別紙案内図参照

## 3. 主催

全日本剣道連盟

## 4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位実施要領による。

## 5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

### (1) 実技

### (2) 日本剣道形(実技審査合格者のみ)

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

## 6. 受審資格

### (1) 七段

平成22年5月31日以前に六段を取得した者。

### (2) 六段

平成23年5月31日以前に五段を取得した者。

## 7. 年齢基準

審査日の当日(七段は平成28年5月14日、六段は平成28年5月15日)とする。

8. 申込方法 「大分県剣道連盟ホームページ」より所定様紙をダウンロード、必要事項を記入し審査料を添え登録支部を通じて申込むこと。

締 切 各支部 : 平成28年 2月12日（金）（厳守）

県剣道連盟 : 平成28年 2月19日（金）（厳守）

〒870-0820

大分市西大道1丁目1番76号 (電話) 097-547-9980

一般財団法人 大分県剣道連盟 (FAX) 097-547-9981

## 9. その他

受審者は受付時間を周知徹底ください。

## 10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」7月号および全剣連ホームページ(<http://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 11. 安全対策

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。

高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、審査実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。

なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。受審者は、健康保険証を持参のこと。

## 12. 個人情報保護法への対応

※以下を申込者に周知して下さい。

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 13. 注意事項

- (1) 本審査会には、4月29日（祝）京都府で実施される剣道六段審査会、4月30日（土）剣道七段審査会に受審する者は、受審出来ない。
- (2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。
- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。  
ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。  
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。